

2007年3月13日

中央環境審議会

21世紀環境立国戦略特別部会

部会長 鈴木 基之 様

第3回部会に向けた意見

日本労働組合総連合会
総合政策局社会政策局長
花井 圭子

すでに出されている意見と重なる部分もありますが、下記の意見を述べさせていただきます。

1. 戦略の基本理念、視点等

- 地球と人類・動植物の共生、持続可能な世界・社会をめざす
- 地球温暖化に対する危機意識の世界的な共有化
- 世界的な気候安全保障
- 国内外における食料安全保障、資源安全保障
 - * 自国のみ安全保障ではなく、各国相互尊重の視点が必要。
- 先進国の果たすべき責務の明確化
- 先進国の開発途上国への技術・人材育成等に関する支援・援助
- アジアにおける日本の役割・責務を中心に、アフリカ等の開発途上国への支援・援助の決意
- わが国の循環型社会、省エネ社会、自然共生型社会をめざす決意
- 「3R」イニシアティブ推進
- 国民のライフスタイルを変える取り組みの発信

2. 具体的な施策

<世界的な施策>

- 京都議定書以降の世界的枠組みの構築
 - * 最大の課題は、アメリカ、中国、インド、オーストラリア
- 各国個別施策・課題に関する世界共通基準の策定への努力
- 産業廃棄物、有害物質等に対する国際的監視の強化と違反国（事業者）に対するペナルティーの検討
- アジアを中心に開発途上国に対する日本の環境技術の支援と人材育成、そのための財源確保

*ただし、支援先国の文化・生活様様を尊重し、その国の発展に結びつく持続的なものとする。特に人材育成が重要。

- 開発途上国の環境に関する人材育成のため、大学や研究機関に研究者を大幅に受け入れる体制の整備

<国内的な施策>

- 各省庁の環境施策を課題別に統合化し、施策推進のための財源の重点化、効率化の推進
- 中長期の目標設定、法律・税制など政策手段の検討、実効性の確保に向け、国会の場に与野党で構成する特別委員会などを設置
- 森林の国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、生物多様性保全等の公益的機能を重視し、森林整備等に向け人材育成・確保、予算の重点化
- 一定規模以上の企業・事業所における環境教育の推進
 - *学校も重要であるが、問題は家庭・オフィス部門であることから、勤労者（大人）に対する環境教育の実施とその方策を検討
- 認可事業における認可要件に環境対策実施を盛り込む
- ライフスタイルの見直しを実践するため、働き方の見直し、労働時間短縮等、ワークライフバランスの施策を盛り込む
- 国民運動の推進
 - ①環境NGO・NPOに加え、労働組合・女性・高齢者・消費者教育関係等、様々な団体が参加する国民的運動の展開
 - <参考/労働組合の取り組み>
 - *「チームマイナス6%」に63の労働組合が参加している
 - *6月～9月のクールビズ、12～3月ウォームビズの取り組み
 - *アジアの国々における植林、レジ袋減少に取り組む労働組合がある。
 - ②各団体の取り組み紹介、具体的実践の成果の共有化を図ることのできる機動的な「国民会議（仮称）」の設置（たとえば内閣府の下）
 - ③都道府県、政令市、中核市（可能なところは市町村ごと）単位に環境運動のセンターの設置
- 自治体ごとの取り組みに関する情報の発信
- IPCC報告、スターンレビュー、国連の動向などについて、国民がわかりやすい情報の発信を工夫
 - *学校、TV、新聞、雑誌、政府公報、自治体広報などの活用

以上

平成 19 年 3 月 13 日

21 世紀環境立国戦略特別部会（第 3 回）に向けた意見

三菱東京 UFJ 銀行

平野信行

これまで 2 回に亘る会合での議論も踏まえ、以下の通り意見を申し上げます。

(1) 戦略の基本理念、視点等

- ▶ 「戦略」と銘打って纏める以上、国内と国際社会に向けた強いメッセージを包含したものであるべきである。
- ▶ まず国内に向けてであるが、『国民的合意の形成』を最大の目標として、今回を機に全国民あげて環境に取り組む体制を構築していただきたい。例えば、CO₂ の排出削減は家庭部門の進捗が最も遅れているが、現状なお国民一人ひとりには危機感が醸成されていない。国・地方自治体、企業、家計がともに役割を担い、取り組むべき国民的課題であるという世論形成を行うべきである。
- ▶ 国際社会に対しては『技術立国を活用したアプローチ』『アジアの視点』を入れたものとすべきである。欧米では排出権取引の議論が主流であるが、広く途上国にも参加を働きかけるには、省エネの推奨・環境教育の意義が大きい。我が国では経済成長と並行してエネルギー効率を高めてきた実績があり、3R を通じた循環社会の構築、技術移転・CDM を通じてアジア諸国の環境改善に取り組む決意を広く国際社会に向けて発信すべきと考える。
- ▶ 各省庁が一枚岩となって取り組むべき課題であり、省庁連携が重要であるが、イニシアティブを取るのは誰なのか、責任を明確化すべきである。

(2) 具体的な施策

金融機関としては、以下の施策の展開をお願いしたい。

- ▶ 市場において環境配慮行動が積極的に評価される仕組み作り…企業の環境配慮の取組状況についての情報開示を積極化させるよう指標の設定等を行うとともに、投融资・購買において環境配慮行動へのインセンティブが働くよう税制優遇措置の発動も行うべきである。
- ▶ CDM のポスト京都の枠組み作り…CDM が京都議定書に基づく制度であり、CDM によって発生するクレジットが京都議定書の第一約束期間のみ有効であるとの現在の制度では、比較的足の速い小規模案件が中心となり大規模な削減事業に繋がらない弊害もあることから、早期にポスト京都の枠組みを確定いただきたい。

